

保護者の皆様へ

証明書を「偽造」「変造（無断作成、改変）」した場合について

保育所等利用申込みなどの手続きの際に、添付いただく就労証明書等の保育の必要な事由を証する書類について、令和2年12月1日より押印を省略して提出いただくことが可能となります。

ただし、申請者自身が偽造、変造（無断作成・改変）した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、証明書の内容について、発行元に電話確認等行う場合があります。

押印のない就労証明書等を偽造、変造（無断作成・改変）した場合について

刑法において、

- 有印私文書偽造罪（刑法159条1項）は行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合
- 有印私文書変造罪（刑法159条2項）は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

にそれぞれ成立する。

就労証明書等に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、

- 私電磁的記録不正作出罪（刑法161条の2第1項）は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合

に成立する。

（参考）

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

（名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室）